

# 同一労働同一賃金について

2020年4月1日に改正労働者派遣法が施行されました。  
 今回の改正は派遣労働者の同一労働同一賃金の実現を主目的としており、  
 無期雇用フルタイム労働者(いわゆる正社員)と派遣労働者の間の不合理  
 な待遇差の解消を目指しております。  
 施行にあたり、派遣スタッフの皆様にも本制度に関する当社方針について  
 ご案内させていただきます。

## ○ 当社では「労使協定方式」を採用しています

### 派遣先均等・均衡方式

派遣先の通常の労働者との均衡・均等により  
 派遣社員の待遇を決定

### 労使協定方式

派遣会社が一定要件を満たす労使協定を締結し、  
 派遣社員の待遇を決定する方式

待遇情報  
 の提供  
 (派遣先)

#### 比較対象労働者全ての待遇情報を提供

- ・ 職務内容および配置変更の範囲、雇用形態
- ・ その比較対象労働者を選定した理由
- ・ 待遇（昇給、賞与、その他手当、福利厚生、教育）
- ・ 待遇それぞれの性質および目的
- ・ 待遇それぞれの決定にあたり考慮した事項

#### 福利厚生と教育に関する情報のみ提供

※改正前の労働者派遣法と同様

- ・ 福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室等）の使用
- ・ 従事する教育訓練の実施等

待遇決定  
 の方法  
 (派遣元)

#### 待遇情報をもとに待遇を決定

- ・ 職務内容
- ・ 職務内容および配置の変更範囲
- ・ その他の事情

上記を考慮のうえ判断

#### 労使協定の締結と待遇の決定

- ・ 通知で示された最新の統計を確認
- ・ 同種の業務に従事する一般的な正社員と同等以上

## 一般賃金の計算例

職種「一般事務員」・職域「等級Ⅲ」・「大阪府」

職業安定業務統計による職種 (中分類)	基準値に能力、経験調整指数を乗じた値		
	オペレーター	リーダー	管理者
職務別基準	等級Ⅲ	等級Ⅱ	等級Ⅰ
25 一般事務員	<b>1,058</b>	1,229	1,366
40 接客・給仕の職業	1,212	1,408	1,565
77 包装の職業	1,001	1,163	1,292

出典：職業安定業務統計による職種別平均求人賃金/時給換算

都道府県別地域指数	
全国計	100.0
東京	114.3
神奈川	109.5
大阪	<b>108.3</b>
愛知	105.3
広島	97.3

出典：職業安定業務統計による地域指数

算出例：大阪府の場合

一般賃金に含まれる要素と算出方法		算出方法（例：大阪府）
<b>基本給+賞与</b>	<b>1-1賃金統計</b> 職業安定業務統計を利用	1,058円
	<b>2-1職種</b> 職業安定業務統計の中分類を適用	25) 一般事務
	<b>2-2職域（職務別基準）</b> 等級は職域（担当・責任範囲）で置き換え	オペレーター（等級Ⅲ）
	<b>3-1地域指数</b> 都道府県別値域指数を利用	108.3 / 大阪府
	<b>①▶大阪地域：時給</b>	<b>1,146円</b>
<b>その他手当</b>	<b>4-1退職金相当</b>	58円（5%×大阪地域：時給）
	<b>5-1通勤手当相当</b>	71円
	<b>②▶その他手当合計</b>	<b>129円</b>
<b>①+②</b>		<b>1,275円</b>

各種出典：  
 「厚生労働省 職業安定業務統計」 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/114-1b.html>  
 「厚生労働省 都道府県別地域指数」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000526708.pdf>

【本件に関するお問い合わせ先：06-6442-0611】